

○内閣府令第 号

事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）並びに事業性融資の推進等に関する法律施行令（令和七年政令第 号）及び事業性融資の推進等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和七年政令第 号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに同法を実施するため、信託業法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

信託業法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（信託業法施行規則の一部改正）

第一条 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	目次 第一章 「略」 第二章 信託会社 「第一節」第五節 略 第六節 特定の信託についての特例（第五十一条の二―第五十条） 第七節 担保付社債に関する信託事業及び企業価値担保権に関する信託業務に係るこの府令の適用（第五十三条の二） 「第三章」第六章 略 附則 （信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項） 第四十条 「略」 「2・3 略」 4 信託会社は、本店その他の営業所を他の信託会社（担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第一条に規定する信託会社を含む。）、外国信託会社、金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条各号に掲げる金融機関をいう。第六十一条第三項及び第七十二条第
改正前	目次 第一章 「同上」 第二章 「同上」 「第一節」第五節 同上 第六節 特定の信託についての特例（第五十一条の二―第五十条） 「第三章」第六章 同上 附則 （信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項） 第四十条 「同上」 「2・3 同上」 4 信託会社は、本店その他の営業所を他の信託会社、外国信託会社又は金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条各号に掲げる金融機関をいう。第六十一条第三項及び第七十二条第二項を除き、以下同じ。）の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店（金融機関代理

二項を除き、以下同じ。）又は事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第六条第二項に規定する企業価値担保権信託会社の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店（金融機関代理業者等（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第百六条第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合をいう。第七十二条第二項第一号において同じ。）の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該信託会社を当該他の信託会社、外国信託会社、金融機関又は企業価値担保権信託会社であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

〔5〕14 略〕

業者等（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第百六条第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合をいう。第七十二条第二項第一号において同じ。）の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該信託会社を当該他の信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

〔5〕14 同上〕

第七節 担保付社債に関する信託事業及び企業価値担保権

に関する信託業務に係るこの府令の適用

第五十三条の二 担保付社債に関する信託事業に係るこの府令の規

定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に

掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とし、第三十条第二号、

第四十条第三項及び第八項、第四十一条第二項第三号及び第三項

第二号イからハまで並びに第四十八条第一項第十一号及び第十二

号並びに第三項第五号の規定は、適用しない。

第三十九条第一項	信託会社（当該信託会社から法第十二条第三項各号に掲げる業務を除く信託業務の委託を受けた者を含む。）	信託会社
第四十一条第三項第四号	令第二十条第二項の規定により金融庁長官の指定する信託会社及び外国信託会社	信託会社が担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）第四条第一項の規定により金融庁長官の指定する担保付社債信託法第一条に

「節を加える。」

「条を加える。」

2 企業価値担保権に関する信託業務に係るこの府令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とし、第三十条第二号、第三十四条第一項第三号、第四項第三号及び第四号並びに第八項、第四十	第四十一条第七項		信託会社及び外国 信託会社に	規定する信託会社 同条に規定する信 託会社である場合 に
	次に掲げる		社債権者集会の決 議に基づき取引を 行う場合、当該受 益者が当該信託会 社である場合及び 第三項第二号ニに 掲げる取引を行う	又は信託業務の委 託先
第四十八条第三項	、信託業務の委託 先又は自己を所属 信託会社とする信 託契約代理店若し くはその役職員		又は信託業務の委 託先	
	第四十八条第三項 第四号	又は信託契約代理 店の信託契約代理 業の業務の特性	の特性	

条第三項及び第八項、第四十一条第二項第三号、第三項第二号イからハまで並びに第七項第一号の二から第五号まで及び第七号から第十号まで並びに第四十八条第一項第十一号及び第十二号並びに第三項第五号の規定は、適用しない。

第三十四条第一項 第一号	第三十四条第一項		第三十四条第二項 第一号	第三十四条第二項 第二号
	種類及び価額又は 数量	信託財産の権利の 移転に関する事項 (信託財産 事項を含む。)		
	種類	信託財産	信託財産の管理又は処分により取得する財産の種類	信託財産である金銭を固有財産又は他の信託財産である金銭と合同運用する場合は、その旨及び当該信託財産と固有財産又は
		事項	事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二十条第二項の同意に関する事項	事業性融資の推進等に関する法律第六十一条に規定する受託会社の義務に関する事項

	第三十四条第四項 第一号
他の信託財産との間の損益の分配に係る基準	不特定又は未存在の受益者がいる場合は、その範囲、資格その他受益者となる者を確定するために必要な
特定被担保債権（事業性融資の推進等に関する法律第六条第四項に規定する特定被担保債権をいう。第七項において同じ。）及び同条第五項に規定する不特定被担保債権の内容並びに企業価値担保権の設定時における同条第六項に規定する特定被担保債権者の氏名又は商号若しくは名称その他の当該特定被担保債権者の属性（当該特定被担保債権者が同法第	

	第三十四条第五項	第三十四条第七項		第三十九条第一項
	次に掲げる	第三十条の二十三 第一項第二号から 第六号まで	(電子決済手段の 信託にあつては、 同項第十三号ホに 掲げる事項を含む 。)	信託会社(当該信 託会社から法第二 十二条第三項各号 に掲げる業務を除
二条第三項各号に 掲げる者であるか どうかの別をいう 。)に関する	事業性融資の推進 等に関する法律第 六十二条第一項に 規定する受託会社 の義務に関する	第三十条の二十三 第一項第五号、第 六号	並びに事業性融資 の推進等に関する 法律第二十八条の 規定による特定被 担保債権の元本確 定請求の手續に関 する事項	信託会社

第四十一 条第三項 第四号	
令第二十 条第二項 の規定に より金融 庁長官の 指定する 信託会社 及び外国	く信託業務の委託を受けた者を含む。 ） ならない
信託会社 が事業性 融資の推 進等に関 する法律 施行令（ 令和七年 政令第	ならない。ただし、当該信託財産のうち事業性融資の推進等に関する法律第八條第二項第一号ハに規定する不特定被担保債権留保額の金銭については、同法第六條第七項に規定する不特定被担保債権者を一の受益者とみなして、他の受益者と区別できる状態で管理することである。

	第四十一条第七項 第一号	
信託会社	信託会社及び外国 信託会社に	財務局長
号)第二十二 条第一項に規定す る指定企業価値担 保権信託会社	事業性融資の推進 等に関する法律第 六条第二項に規定 する企業価値担保 権信託会社である 場合に	財務局長又は福岡 財務支局長
受益者が適格機関 投資家等であつて 、書面、当該信託 会社の使用に係る 電子計算機に備え られたファイルに 記録する方法又は 第三十条の六第一 項第二号に掲げる 方法により受益者 (受益者代理人が		当該受益者が当該 信託会社である

第四十八條第三項		第四十一條第七項 第六号	
、手形、小切手又 の紛失	、信託業務の委託 先又は自己を所属 信託会社とする信 託契約代理店若し くはその役職員	第三項第二号イ及 びロ	現に存する場合に あつては、当該受 益者代理人を含む 。以下この号にお いて同じ。）から あらかじめ第四項 に規定する情報の 提供を要しない旨 の承諾を得、かつ 、当該受益者から の個別の取引に関 する照会に対して 速やかに回答でき る体制が整備され ている
	又は信託業務の委 託先	第三項第二号ニ	

第四号 は有価証券その他 有価物の紛失 又は信託契約代理 店の信託契約代理 業の業務の特性 の特性	(届出事項) 第六十三条 「略」 〔2・3 略〕	4 担保付社債に関する信託事業に係る前三項の規定の適用につい ては、前項中「役員員又は自己を所属信託会社とする信託契約代 理店若しくはその役員員」とあるのは「役員員」と、同項第四号 中「又は信託契約代理店の信託契約代理業の業務の特性」とある のは「の特性」とし、第一項第八号及び第九号並びに前項第五号 の規定は、適用しない。
		5 企業価値担保権に関する信託業務に係る第一項から第三項まで の規定の適用については、同項中「役員員又は自己を所属信託会 社とする信託契約代理店若しくはその役員員」とあるのは「役員 員」と、同項第四号中「、手形、小切手又は有価証券その他有価 物の紛失」とあるのは「の紛失」と、「又は信託契約代理店の信 託契約代理業の業務の特性」とあるのは「の特性」とし、第一項 第八号及び第九号並びに第三項第五号の規定は、適用しない。

(届出事項)

第六十三条 「同上」

〔2・3 同上〕

「項を加える。」

「項を加える。」

備考 表中の「」の記載は注記である。	2 「略」 (外国信託会社に関する適用関係) 第六十六条 外国信託会社については信託会社とみなし、外国信託会社の国内における代表者及び支店に駐在する役員（会計参与若しくは監査役又はこれに準ずる者を除く。）については信託会社の取締役とみなして、第十七条から第二十二条まで、第二十六条、第二十九条から第四十一条の八まで、第五十一条及び第五十三条の二の規定を適用する。この場合において、第四十条第四項中「本店その他の営業所」とあるのは、「主たる支店その他の支店」とする。
	2 「同上」 (外国信託会社に関する適用関係) 第六十六条 外国信託会社については信託会社とみなし、外国信託会社の国内における代表者及び支店に駐在する役員（会計参与若しくは監査役又はこれに準ずる者を除く。）については信託会社の取締役とみなして、第十七条から第二十二条まで、第二十六条、第二十九条から第四十一条の八まで及び第五十一条の規定を適用する。この場合において、第四十条第四項中「本店その他の営業所」とあるのは、「主たる支店その他の支店」とする。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	(信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項) 第二十二条 「略」 〔2・3 略〕 4 信託業務を営む金融機関は、本店その他の営業所又は事務所を他の信託会社(担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第一条に規定する信託会社を含む。)、外国信託会社、金融機関又は事業性融資の推進等に関する法律(令和六年法律第五十二号)第六条第二項に規定する企業価値担保信託会社の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第一百六条第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法(平成十三年法律
改正前	(信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項) 第二十二条 「同上」 〔2・3 同上〕 4 信託業務を営む金融機関は、本店その他の営業所又は事務所を他の信託会社、外国信託会社又は金融機関の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第一百六条第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法(平成十三年法律第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第一百十八号)第四十二条第

第九十三号）第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該信託業務を営む金融機関を当該他の信託会社、外国信託会社、金融機関又は企業価値担保権信託会社であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

〔5〕21 略〕

（担保付社債に関する信託事業及び企業価値担保権に関する信託業務に係るこの府令の適用）

第四十二条の十六 担保付社債に関する信託事業に係るこの府令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とし、第二十二条第三項及び第八項、第二十三条第二項第三号及び第三項第二号イからハまで並びに第三十九条第一項第一号、第三号及び第四号ホ並びに第二項の規定は、適用しない。

第五條第一項	令第十八條第一項	
	信託業務を営む金融機関が担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第	

三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該信託業務を営む金融機関を当該他の信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

〔5〕21 同上〕

〔条を加える。〕

第十二条第二号				
	自己又はその利害関係人（法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する利害関係人をいう。以下この号並びに第二十三条第二項第四号及び第六項	財務局長又は福岡財務支局長	その他の金融機関	信託業務を営む金融機関
第四号及び第六項	自己又は利害関係人（法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する利害関係人をいう。第二十三号及び第六項において同じ。）	同項に規定する財務局長	信託業務を営む金融機関がその他の同項に規定する信託会社である場合	担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第一条に規定する信託会社である場合
				五十一号）第四条第一項

第二十三条第七項	第二十一条第一項	
次に掲げる	金融機関（当該信託業務を営む金融機関から法第二条第一項において準用する信託業法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く信託業務の委託を受けた者を含む。）	において同じ。） の行う信用の供与の条件として信託契約を締結する行為（委託者の保護に欠けるおそれのないものを除く。） －その他の自己又は利害関係人
社債権者集会の決議に基づき取引を行う場合、当該受益者が当該信託業	金融機関	

2 企業価値担保権に関する信託業務に係るこの府令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とし、第十六条第一項第三号、第四項第三号及び第四号、第七項第一号から第四号まで並びに第八項、第二十二条第三項及び第八項、第二十三条第二項第三号、第三項第二号イからハまで並びに第七項第一号の二から第六号まで及び第八号から第十一号まで並びに第三十九条第一項第一号、第三号及び第四号ホ並びに第二項の規定は、適用しない。		
第三十九条第一項第四号	、信託業務の委託先又は代理店	務を営む金融機関である場合及び第三項第二号ニに掲げる取引を行う
第三十九条第一項第四号ニ	又は信託契約代理店の業務の特性	又は信託業務の委託先
第五條第一項	令第十八條第一項	の特性
		第一項
		信託業務を営む金融機関が事業性融資の推進等に関する法律施行令（令和七年政令第 号）第二十二條

	第十二条第二号	
信託業務を営む金融機関	その他の金融機関	自己又はその利害関係人（法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する利害関係人をいう。以下この号並びに第二十三条第二項第四号及び第六項において同じ。）
事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第六条第二項に規定する企業価値担保権信託会社である場合	信託業務を営む金融機関がその他の同項に規定する企業価値担保権信託会社である場合	自己又は利害関係人（法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する利害関係人をいう。第二十三条第二項第四号及び第六項において同じ。）

	第十六条第一項第一号	第十六条第一項第二号	第十六条第二項第一号	第十六条第二項第二号
の行う信用の供与の条件として信託契約を締結する行為（委託者の保護に欠けるおそれのないものを除く。）その他の自己又は利害関係人は	種類及び価額又は数量	信託財産の権利の移転に関する事項（信託財産）	事項を含む。）	信託財産の管理又は処分により取得する財産の種類
	種類	信託財産	事項	事業性融資の推進等に関する法律第二十條第二項の同意に関する事項 事業性融資の推進等に関する法律第六十一條に規定する受託会社の義務に関する事項

	第十六条第四項第一号
旨及び当該信託財産と固有財産又は他の信託財産との間の損益の分配に係る基準	不特定又は未存在の受益者がいる場合は、その範囲、資格その他受益者となる者を確定するために必要な
	特定被担保債権（事業性融資の推進等に関する法律第六条第四項に規定する特定被担保債権をいう。第七項第八号において同じ。）及び同条第五項に規定する不特定被担保債権の内容並びに企業価値担保権の設定時における同条第六項に規定する特定被担保債権者の氏名又は商号若しくは名称その他の当該特定被担保債権

	第十六条第五項	第十六条第七項第八号	第二十一条第一項
	次に掲げる	電子決済手段の信託にあつては、当該信託契約に係る電子決済手段の償還の方法	金融機関（当該信託業務を営む金融機関から法第二条第一項において準
者の属性（当該特定被担保債権者が同法第二条第三項各号に掲げる者であるかどうかの別をいう。）に関する	事業性融資の推進等に関する法律第六十二条第一項に規定する受託会社の義務に関する	事業性融資の推進等に関する法律第二十八条の規定による特定被担保債権の元本確定請求の手續に関する事項	金融機関

第二十三条第七項	
受益者が適格機関	用する信託業法第二十二条第三項各号に掲げる業務を除く信託業務の委託を受けた者を含む。） ならない
当該受益者が当該	ならない。ただし、当該信託財産のうち事業性融資の推進等に関する法律第八条第二項第一号ハに規定する不特定被担保債権留保額の金銭については、同法第六条第七項に規定する不特定被担保債権者を一の受益者とみなして、他の受益者と区別できる状態で管理することである ならない。ただし、当該信託財産のうち事業性融資の推進等に関する法律第八条第二項第一号ハに規定する不特定被担保債権留保額の金銭については、同法第六条第七項に規定する不特定被担保債権者を一の受益者とみなして、他の受益者と区別できる状態で管理することである

第一号

投資家等であつて、書面、当該信託業務を営む金融機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は第三十一条の五第一項第二号に掲げる方法により受益者（受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあらかじめ第四項に規定する情報の提供を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの個別の取引に関する照会に対して

信託業務を営む金融機関である

(担保付社債信託法施行規則の一部改正)

第三条 担保付社債信託法施行規則（平成十九年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
(外国会社の許可の申請) 第七条 法第十七条第一項の許可を受けようとする会社は、許可申請書に次に掲げる書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。 〔一〕三 略〕 四 発行会社（法第二条第一項に規定する発行会社をいう。第九<u>条</u>第一項第四号及び第十八条において同じ。）の営業状態を知るに足りる書面 〔五〕七 略〕 (信託証書等の届出) 第九条 「略」 2 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二百二十五条第一項の場合における前項の適用については、同項第二号中「種類及び価格」とあるのは、「種類」とする。 (分割発行の場合における信託証書等の届出) 第十条 信託会社は、法第二十一条第二項の規定により、信託証書に同項各号に掲げる事項を付記したときは、遅滞なく、次に掲げる書面を添付して、その旨を金融庁長官等に届け出なければならない。	(外国会社の許可の申請) 第七条 「同上」 〔一〕三 同上〕 四 発行会社（法第二条第一項に規定する発行会社をいう。第九<u>条</u>第四号及び第十八条において同じ。）の営業状態を知るに足りる書面 〔五〕七 同上〕 (信託証書等の届出) 第九条 「同上」 〔項を加える。〕 (分割発行の場合における信託証書等の届出) 第十条 「同上」

一 「略」

二 前条第一項第三号及び第四号に掲げる書面

(信託業法施行規則の準用)

第十四条 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）第二十九条、第二十九条の二、第三十条（第二号を除く。）、第三十条の六、第三十九条（第三項から第五項まで及び第六項第二号を除く。）、第四十条（第二項第三号、第三項、第八項及び第十項から第十四項までを除く。）及び第四十一条（第二項ただし書、第三号及び第六号から第八号まで、第三項第二号イからハまで並びに第七項を除く。）の規定は、法第八条の規定により信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十二条から第二十四条まで、第二十八条第三項及び第二十九条の規定を準用する場合に、これを準用する。この場合において、同令第二十九条第一号中「信託会社」とあるのは「信託会社（担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第八条に規定する信託会社をいう。第四十条第四項を除き、以下同じ。）」と、第二十九条の二第三項中「信託会社等（法第二条第十五項に規定する信託会社等をいう。）」とあるのは「信託会社」と、同項第一号中「法又は」とあるのは「担保付社債信託法又は」と、同項第三号イ中「又は法」とあるのは「又は担保付社債信託法」と、第三十条第一号中「信託契約」とあるのは「担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約」と、第三十条の六第一項中「準用金融商品取引法第三十四条

一 「同上」

二 前条第三号及び第四号に掲げる書面

(信託業法施行規則の準用)

第十四条 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）第二十九条、第三十条及び第三十九条から第四十一条（第七項を除く。）までの規定は、法第八条の規定により信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十二条から第二十四条まで、第二十八条第三項及び第二十九条の規定を準用する場合に、これを準用する。

の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の四第三項において準用する場合を含む。）及び第三十九条第二項」とあるのは「担保付社債信託法第八条において準用する法第二十九条第二項」と、同項第一号イ中「方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う信託会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）」とあり、及び同号ロ中「方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、信託会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）」とあるのは「方法」と、第三十九条第一項中「信託会社（当該信託会社から法第二十二条第三項各号に掲げる業務を除く信託業務の委託を受けた者を含む。）」とあるのは「信託会社」と、同条第六項中「信託業務」とあるのは「担保付社債に関する信託事業」と、「第一号及び第二号」とあるのは「第一号」と、第四十条第四項中「信託会社は」とあるのは「担保付社債信託法第八条第一項に規定する信託会社は」と、第四十一条第三項第一号中「令第十四条第一項各号」とあるのは「担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）第三条第一項各号」と、同項第四号中「令第二十条第二項」とあるのは「担保付社債

信託法施行令第四条第一項」と、「信託会社及び外国信託会社」とあるのは「信託会社」と読み替えるものとする。

- 2 法第八条において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、社債権者集会の決議に基づき取引を行う場合、当該受益者が当該信託会社である場合及び前項において準用する信託業法施行規則第四十一条第三項第二号二に掲げる取引を行う場合とする。

(信託事務の承継の届出)

- 第十九条 法第五十三条第一項に規定する前受託会社及び新受託会社は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官等に届け出なければならない。ただし、企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令（令和七年内閣府令第 号）第二十六条の規定により金融庁長官等に届け出るときは、この限りでない。

〔一〇五 略〕

(事業報告書)

第二十五条 「略」

- 2 担保付社債専業信託会社以外の信託会社は、事業年度ごとに、別紙様式により作成した担保付社債に関する報告書を作成し、毎事業年度三月以内に、金融庁長官等に提出しなければならない。この場合において、銀行法、信託業法又はその他の特別の法律に

- 2 法第八条において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、社債権者集会の決議に基づき取引を行う場合とする。

(信託事務の承継の届出)

- 第十九条 法第五十三条第一項に規定する前受託会社及び新受託会社は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官等に届け出なければならない。

〔一〇五 同上〕

(事業報告書)

第二十五条 「同上」

- 2 担保付社債専業信託会社以外の信託会社は、事業年度ごとに、別紙様式により作成した担保付社債に関する報告書を作成し、毎事業年度三月以内に、金融庁長官等に提出しなければならない。この場合において、銀行法、信託業法又はその他の特別の法律に

より提出すべき報告書があるときは、当該報告書に当該担保付社債に関する報告書を添付して、金融庁長官等に提出するものとす。ただし、法第四条の規定により法第三条の免許を受けたものとみなされる者が担保付社債に関する信託事業を営まない場合にあっては、当該担保付社債に関する報告書を添付することを要しない。	より提出すべき報告書があるときは、当該報告書に当該担保付社債に関する報告書を添付して、金融庁長官等に提出するものとす。
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(信用金庫法施行規則の一部改正)

第四条 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条及び第七条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(定款の変更等の認可を要しない場合) 第十七条 法第三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合 「イ」へ 略 ト 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第三十三条第一項又は第二項の規定により同法第三十二条の免許を受けたものとみなされて行う企業価値担保権に関する信託業務 チ 略 「二」四 略	(定款の変更等の認可を要しない場合) 第十七条 「同上」 一 「同上」 「イ」へ 同上 「号の細分を加える。」 ト 「同上」 「二」四 同上

備考 表中の「」の記載は注記である。

（金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部改正）

第五条 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令

第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項、第二十七条の三十七第一項、第百八十五条の五並びに第百八十七条第一項第四号の規定に基づく検査並びに同法第百九十四条の七第二項及び第三項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十九条第二項、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第百三十七条第二項及び第三項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十二条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。 〔一〇四十二 略〕 四十三 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第四十五条第二項（同法第五十三条第三項、第五十四条第三項及び第六十九条第三項において準用する場合を含む。） 〔二〇四 略〕	1 〔同上〕 〔一〇四十二 同上〕 〔号を加える。〕 〔二〇四 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

（中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令の一部改正）

第六条 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	(定款の変更の認可を要しない事項) 第四条 法第五十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 「二〇六 略」 七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第三十三条第一項又は第二項の規定により同法第三十二条の免許を受けたものとみなされて行う企業価値担保権に関する信託業務 八・九 「略」
改正前	(定款の変更の認可を要しない事項) 第四条 「同上」 「二〇六 同上」 「号を加える。」 七・八 「同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正)

第七条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	(業務の種類又は方法の変更の認可を要しない場合) 第二条 法第三条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる事項に係る業務の種類又は方法の変更をする場合とする。 「二〇六 略」 七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第三十三条第一項又は第二項の規定により同法第三十二条の免許を受けたものとみなされて行う企業価値担保権に関する信託業務 八 「略」
改正前	(業務の種類又は方法の変更の認可を要しない場合) 第二条 「同上」 「二〇六 同上」 「号を加える。」 七 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

（内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第八条 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後		別表第一（第三条関係）	
資金決済に関する法律 企業価値担 資金決済に関する法律 第十一條において準用する信託業法施行規則		資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号） 企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令（令和七年内閣府令第号） 第十一條において準用する信託業法施行規則第三十九條第六項（第二号を除く。）	
改正前		別表第一（第三条関係）	
資金決済に関する法律 「項を加える。」 資金決済に関する法律 「項を加える。」		資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号） 「項を加える。」 「項を加える。」	

備考 表中の「」の記載は注記である。	別表第三（第五条関係）		
	保権に関する信託業務に関する内閣府令 第三十九条第六項（第二号を除く。）	「略」 資金決済に関する法律	「略」 企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令 第十一条において準用する信託業法施行規則 第三十九条第六項（第二号を除く。）
	別表第三（第五条関係）		
		「同上」 資金決済に関する法律	「項を加える。」 「同上」

(金融庁組織規則の一部改正)

第九条 金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(信用機構企画室等及び企画官等) 第六条 「略」 〔2〕8 略 9 信用法制企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち令第十五条第一項第十一号から第十七号まで、第十九号から第二十一号まで及び第二十五号に掲げる事務のうち重要事項について企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。 10 「略」	(信用機構企画室等及び企画官等) 第六条 「同上」 〔2〕8 同上 9 信用法制企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち令第十五条第一項第十号から第十六号まで、第十八号から第二十号まで及び第二十四号に掲げる事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。 10 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、事業性融資の推進等に関する法律の施行の日（令和八年五月二十五日）から施行する。